

令和5年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30の規定により、令和5年度に高知県において対応した被措置児童等虐待の状況等について公表します。

1 虐待事案受理及び認定の状況

前年度からの 継続事案の件数	令和5年度 受理件数	認定結果		次年度継続
		虐待該当	非該当	
3件	7件	1件	7件	2件

2 被措置児童等虐待事案の状況

施設等の種別	施設職員等の 種別	虐待の種別	被害児童	
			男児	女児
社会的養護関係施設	保育士	身体的虐待	1名	—

3 虐待事案に対し県が講じた措置

文書指導

【参考】

○ 児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

○ 児童福祉法施行規則

第36条の30 法第33条の16の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 一時保護施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種